1 はじめに

アジ研では、平成22年1月12日から2月10日にかけて、海外から12か国14人、国内から9人の警察、検察、裁判、矯正、保護等の刑事司法関係者が参加し、刑事司法手続の各段階における適切な被害者施策の拡充について144回国際高官セミナーを実施しました。主任教官の立場から、概要を御紹介したいと思います(意見・感想にわたる部分は私見です。)。

前世紀の半ばまで、刑事司法制度の中で犯罪被害者は「忘れられた人々」と呼ばれる状況にありましたが、欧米諸国を中心に被害者保護の重要性が認識されるにつれ、経済的援助(1960年代)、直接的援助(1970年代)、刑事司法手続(1980年代)といった視点から被害者施策が拡充され、1985年には国連総会で「犯罪及び権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」が採択されました。日本では近時、この宣言に適合した制度化が進みつつあるとはいえ、各国、特に発展途上国における状況は様々です。本セミナーは、発展途上国の刑事司法関係者に対し、上記被害者宣言に掲げられた司法アクセスと公正な取扱い(情報提供・参加・支援・保護)、被害弁償、国家補償といった観点から、各国の被害者施策に関する経験を共有し、自国の政策・実務を見直す機会を提供しようというものです。

2 個人発表・講義・見学

今回は、参加者23名全員による個人発表、アジ研次長・教官7名、外国人客員専門家5名、日本人外部講師8名による各講義、被害者支援保護司を含む保護司意見交換会、東京地検・東京地裁・広島県警・広島保護観察所・京都府被害者支援センター等の見学により、国内外の犯罪被害者施策が幅広く紹介されました。

外国人参加者 1 4 名は、各国の刑事司法手続及び被害者施策の現状と課題について個人発表を行いました。刑事手続において、英米法系と大陸法系の国では被害者の地位が異なるとは一般にいわれるところですが、イスラム法系の国の中には、被害者もまじえた部族による刑事事件処理が広く活用されている国もあることが紹介されました。

常磐大学国際被害者学研究所ドゥーシッチ教授(世界被害者学会前会長)は、発展途上国の中には被害申告率や警察に対する満足度が低い国も少なくないとの国際犯罪被害者調査の結果を引き、被害者の視点に立った制度・実務のあり方について熱のこもった提言をされました。

諸外国の現状又は取組みについては、英米法系の米国連邦刑事手続と大陸法系のドイツ連邦 刑事手続における被害者施策の最新の状況、国際刑事裁判所(ICC)やカンボジア特別法廷 (ECCC)の刑事手続における被害者参加や被害者支援ユニットの試み、国連国際組織犯罪 防止条約及び同条約を補足する人身取引議定書等が求める被害者・証人保護の枠組みも取り上 げられました。「韓国被害者支援の父」と呼ばれる趙教授からは、性犯罪被害者供述ビデオの録 画・公判利用や刑事調停の導入など、興味深い取組みが紹介されました。

日本の刑事司法における犯罪被害者施策については、アジ研教官・日本人参加者・外部講師 の講義や見学を通じ、内閣府、警察、法務・検察、裁判、矯正、保護に至る機関や日本司法支 援センターにおける一連の取組みのほか、全国被害者支援ネットワーク、被害者支援都民セン ター、被害者・加害者対話の会、京都被害者支援センターといった民間における支援活動も紹 介されました。研修旅行中に訪れた京都被害者支援センターでは、研修参加者の一人であるフィリピン保護局の首都圏管区長(保護観察官)が、見学後の質疑応答の際、「保護観察所のような犯罪者処遇機関が被害者支援に当たることについて、ずっと疑問があったが、被害者電話相談センターで被害者遺族自ら相談業務に当たっている姿を見て感銘を受け、考えが変わった。保護観察所も刑事司法機関の一員として、被害者施策に取り組まねばならないと考えるに至った。」と述べました。このような意識の変化こそ、被害者施策拡充のための第一歩ではないでしょうか。

また、千葉県を中心に活動するNGO被害者・加害者対話の会では、修復的司法の考え方にのっとり、非行少年と被害者の間の任意の対話の機会を提供しています。傷害致死のような重大事件でも、対話の結果、被害者・加害少年双方に得るところがあった事例も紹介されました。被害者のニーズと関心は必ずしも一様でなく、保護・参加・支援・情報提供など様々な形があり得ます。刑事裁判への参加に限らず、保護や対話を望む被害者もおり、このような様々なニーズに応じられる各種施策の推進や、関係機関・団体の役割分担・連携が重要といえるでしょう。

3 研修参加者の討議

以上を踏まえ,分科会では,各参加者の経験・関心事項等も考慮し,性犯罪,重大暴力犯罪, 組織犯罪という3つの被害類型を想定し,各国における被害者施策拡充策について,刑事司法 手続内にとどまらず関連する施策が幅広く議論されました。

性犯罪被害者のための施策を中心に扱った分科会1では、被害者施策推進中央機関の創設、 捜査官向け指針の開発、警察官向け研修の充実、意識啓発、女性警察官中心の性犯罪捜査ユニット、性犯罪被害者情報の秘匿、被害者に対する適時の情報提供、刑事手続における被害者保護・参加、被害者支援の充実等が提言されました。

殺人等の重大暴力犯罪被害者・遺族のための施策を中心に扱った分科会2では、被害者施策 推進中央機関、罰金等を活用した被害者支援基金、被害者向け情報提供窓口の創設、被害者の 権利に関する立法や被害者影響陳述の導入、実務家向け被害者研修や一般人向け意識啓発の充 実、被害者報道の自主指針策定、官民連携強化等が提言されました。

人身取引被害者のための施策を中心に扱った分科会3では、被害者・証人保護特別ユニットの創設、捜査官の被害者理解促進、NGOを含む関係各機関の連携促進、被害予防のための意識啓発、人身取引被害者を犯罪者と扱わず支援対象とすること、国際協力の推進、被害者支援・被害回復施策の中央機関、被害者学研究所や人身取引防止策評価・提言委員会の創設、罰金・没収財産等を財源とする国家補償制度の導入等が提言されました。

このようなアイディアは、日本の例を振り返るまでもなく、すぐに各国で実現するものとはいえないかもしれません。しかし、刑事司法の中核を担う参加者たちがこのような問題意識を 共有すること自体、将来の各国の被害者施策の推進に大いに資するものと思われます。

4 おわりに

以上御紹介した内容のうち、客員専門家の講義及びグループ討議結果並びに研修参加者の個人発表の一部は、いずれアジ研発行の Resource Materials 及びアジ研のホームページに掲載される予定ですので、興味のある方はご覧下さい。